

令和2年5月20日

埼玉県知事 大野 元裕 様

一般社団法人 埼玉県水泳連盟
ジュニア委員長 丸笹 公一郎



彩の国「新しい生活様式」安心宣言の対象施設への スイミングスクール・クラブの追加要望書

(一社)埼玉県水泳連盟ジュニア委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止にあたり、県内加盟94クラブと連携し、政府や埼玉県の感染予防対策を遵守しつつ、休業要請にも協力してまいりました。結果として、各施設の協力により、埼玉県はもとより国内においても新たな感染者やクラスターは一度も発生させておりません。しかしながら、本県の安心宣言の作成分類においては区分Dとなり、申請対象より除外されております。

今後、スイミングスクール・クラブにおいて感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るために、そして水泳を通じて、子ども達をはじめ、地域の方々の健康増進や心身の健全育成のお手伝いをし、更には世界で活躍する選手を輩出し、県民に夢と希望を与える役割を担っていくためにも下記について要望させていただきます。

記

1. 彩の国「新しい生活様式」安心宣言の作成分類施設への追加

スイミングスクールは区分Dに該当し、安心宣言を提出できません。区分の変更により、安心宣言の作成できる対象施設への追加を求めます。

安心宣言の作成により、再度ガイドラインを周知し、会員のみならず並びにスタッフ、地域のみなさまの健康・安全を第一に考え、すべての施設で感染防止策の強化と運営オペレーションの変更などの徹底も可能になり更なる感染防止を意識づけるきっかけとなります。

なお、山梨県ではガイドラインの提出による休業要請施設からの除外、和歌山県や広島県等ではスポーツクラブとスイミングクラブを細分化し、休業要請施設から除外してる事例もあります。

以上